

令和8年4月1日
江戸川区立二之江中学校

令和8年度 二之江中学校いじめ防止対策の重点

本校では、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日 文部科学大臣決定)、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という)、「東京都いじめ防止対策推進条例」(平成26年都条例第103号。以下「条例」という)「東京都いじめ防止対策推進基本方針」(平成26年7月)及び「江戸川区豊かな心を育むために<いじめ発見・対応、いじめ防止のための実践プログラム>」(平成29年2月10日)に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために平成30年、「二之江中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

令和8年度、この基本方針に基づき、「二之江中学校いじめ防止対策の重点」を新たに定め、さらにいじめ防止等の取組を推進する。

1 いじめ防止等の対策の基本的な方向性について

「いじめ防止対策推進法」に則り、本校のいじめ防止等の取組を推進する。

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめ防止等のための対策の内容について

(1)いじめを未然に防止するために ー未然防止ー

① いじめをしない人づくり

- ・生徒にとってわかりやすい授業、生徒同士が学び合う4人グループ授業などを通して、生徒がお互いの良さを認め合えるようにする。(学習指導)
- ・人権尊重の精神に基づき、自他の大切さを認め、学校生活のあらゆる場面で具体的な態度、行動がとれるようにする。(生活指導 集会等での講話 等)
- ・思いやりの心や他者尊重の精神を醸成するため、重点項目の一つとして毎学期1回以上、いじめに関する資料を用いた授業を行う。(特別の教科道徳)

② いじめを許さない集団づくり

- ・「互いを大切に、温かい空気感の中で安心・安全に生活できる学校」をスローガンに一人一人がかげがえのない人間として大切に扱われる権利があることを理解し、互いに尊重し合う望ましい人間関係を構築する。(学校行事 部活動 等)

③ いじめをさせない環境づくり

- ・校内の環境を整える。(美化 掲示物 破損箇所修繕 等)
- ・教育課程の内外を問わず、常に生徒の様子を見守り、些細なことについても学年会等において情報を共有し、「チーム二之江中」として組織的に対応する。

(教員の組織)

(2)いじめの兆しを見逃さないために — 早期発見・早期対応 —

- ① 生徒に関わるすべての教職員・スタッフがいじめの「芽」を見つけることのできる「眼」を養い、日常的な指導のアンテナを高く保ち、早期発見につなげる。
 - ・校内外の研修等の機会を通じていじめの定義を正確に理解する。
 - ・些細なトラブルも放置すれば急速にいじめに発展するという認識をもつ。
- ② 教職員は生徒の様子について定期的に情報共有をするための時間を確保する。
 - ・毎朝の各学年担当や特別支援学級)の打ち合わせや定期的な学年会の開催、毎朝の出欠確認はもとより、日常の職員室においても、些細なことであっても情報共有を行う。
- ③ 学級担任等により定期的に個人面談を実施する。(日常の立ち話など含む)
 - ・いじめを含め、生徒が抱える悩みや不安などを幅広く把握するとともに、その解決方法について相談に応じる機会とする。
- ④ 定期的に多角的なアンケート調査を実施する。
 - ・「生徒理解」を深めるため、「いじめアンケート調査」(年3回)、「hyper-QUテスト」(年1回)を実施する。
 - ・アンケートの結果を、学年会、校内支援会議、学校経営支援部会等で共有し、いじめにつながるとされる結果についてさまざまな情報と関連づけながら早期対応にあたる。
- ⑤ スクールカウンセラー(SC)との面接の機会を設ける。
 - ・毎週木曜日、教育相談室でSCとの面談が希望できるようにする。
 - ・SCと学年所属の教員との情報共有を積極的に進めるとともに、SCによる授業観察や校内巡回を実施する。
- ⑥ 情報を集約してSCに情報提供をする。
 - ・校内支援会議において、各学年所属の担当教員、養護教諭、SCと、指導上配慮を要する生徒の情報共有を行い、具体的な指導方法等を検討し、学年・学級で実践する。
- ⑦ 校内いじめ防止推進会議(以下「会議」という)を設ける。
 - ・会議は、生徒支援部会委員および委員をもって構成するが、必要に応じて他の教員を加えることができる。
 - ・いじめアンケート結果を確認するための会議を年3回定期的に開催する。
 - ・いじめの発生が確認された場合等、必要に応じて臨時の会議を開催する。

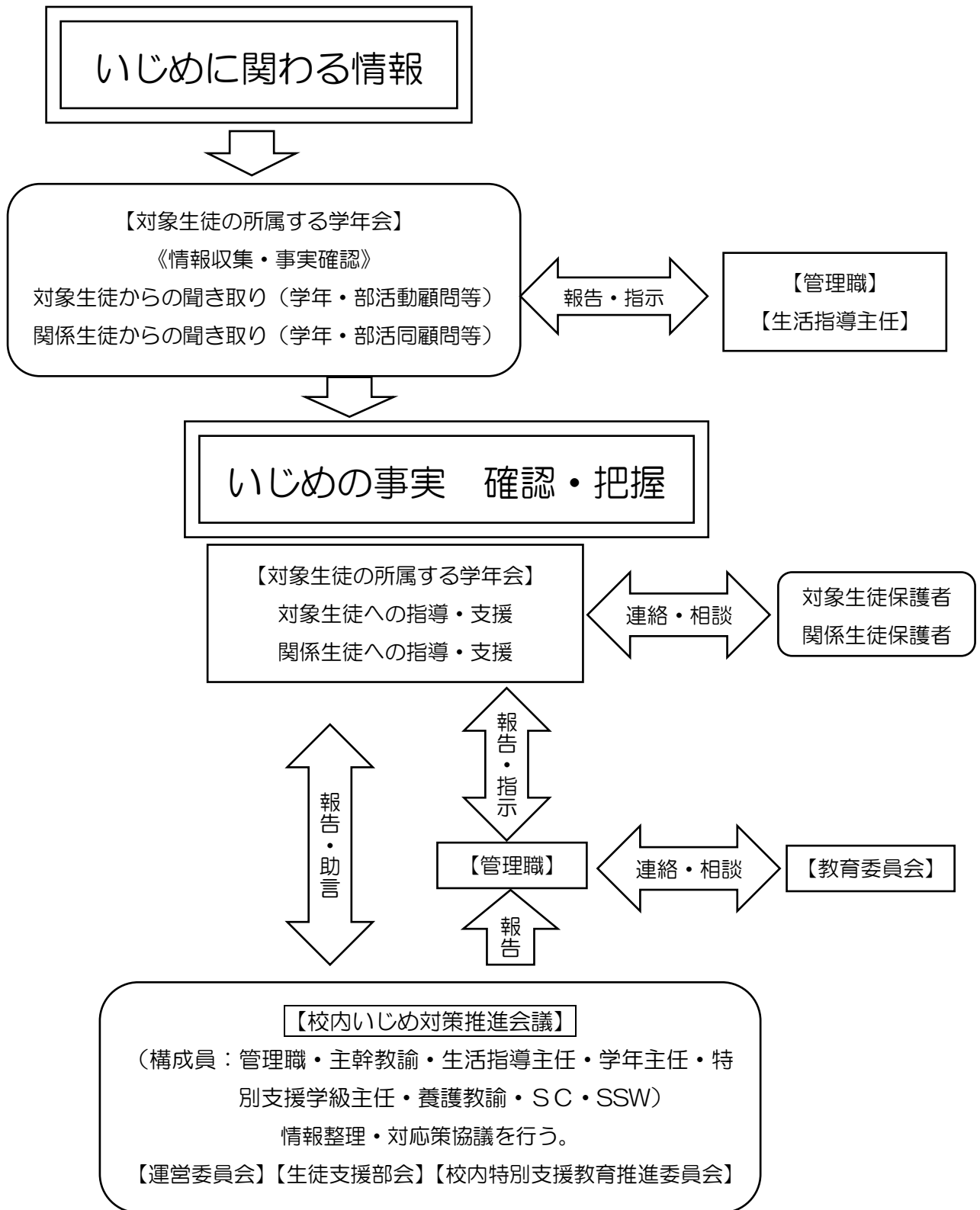
(3)ネット上のいじめへの対応

上記(2)に準じた対応に加え、次の対応や取組を必要に応じて実施する。

- ① 書き込み内容の確認
- ② 保護者との連携
- ③ 警察および児童相談所等の関係機関と連携

上記①から④について、保護者と連携協力して実施する。

3 本校の基本的な対応体制



4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第二十八条

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対応

「3 本校の基本的な対応体制」に従って対処するとともに、「いじめ防止対策推進法第二十八条第一項」に該当する場合には、校長を窓口として関係諸機関(教育委員会 警察 児童相談所 医療機関 等)と連携して対応にあたる。

【参考資料・江戸川区教育委員会より】

